

平成 26 年 4 月 1 日 施行  
 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正  
 令和元年 5 月 1 日 一部改正  
 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正  
 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正  
 令和 4 年 3 月 31 日 一部改正  
 令和 5 年 4 月 1 日 一部改正  
 令和 6 年 3 月 31 日 一部改正  
 令和 6 年 4 月 1 日 一部改正  
 令和 6 年 8 月 1 日 一部改正

大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付基準

補助金の名称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金
補助金の交付目的	市内中小企業者・小規模企業者（以下、「中小企業者等」という。）へ伴走支援等を実施し、もって地域経済の活性化を推進するため、地域総合経済団体である商工会議所等へ補助金を交付し活動基盤を強化することを目的とする。
補助金の交付対象者	大津商工会議所・大津北商工会・瀬田商工会（以下、「商工団体」という。）
定義	<p>この基準において「伴走支援」とは次のいずれにも該当する行為をいう。</p> <p>(1) 商工団体が事業者や事業の成長段階に応じて行う経営支援又は経営指導により、中小企業者等が主体となって中長期的な視点で継続して取り組む経営改善及び経営革新を支えること。</p> <p>(2) 中小企業者等の経営課題の解決及び生産性の向上をはじめとする、自立的かつ持続的な事業の発展を見据えた取組を推進すること。</p> <p>(3) 中小企業者等が、市内総生産の増加や地域内消費の促進等</p>

	<p>の地域経済の活性化に寄与する活力ある事業者へ成長させること。</p> <p>(4) 商工団体に所属するすべての経営指導員及び経営支援員が経営指導又は経営支援に関わること。</p>
伴走支援対象者	<p>商工団体が実施する伴走支援を行う中小企業者等（以下、「伴走支援対象者」という。）については、申出のあった中小企業者等のうちから審査等を行い決定するものとする。</p>
補助対象事業	<p>(1) 伴走支援対象者への伴走支援</p> <p>(2) 伴走支援に係る事業及び情報発信</p> <p>(3) その他補助金の目的に照らし、市長が適当と認めるもの</p>
補助対象経費等	<p>補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において、各号のうち市長が認める経費の合計とする。</p> <p>(1) 伴走支援の実施に要した経費に補助率を乗じた額とし、別に定める会員数及び伴走支援者数等に応じた額から次の各号の額を除いた額を上限とする。ただし、商工団体が伴走支援を実施したと認められないときはその限りでない。</p> <p>(2) 商工団体が行う伴走支援に付随する事業（情報発信を含む）に要する経費（国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けている経費を除く。）とする。</p> <p>(3) その他補助金の目的に照らし、市長が適当と認める経費。</p>
補助率及びその算定方法	<p>補助率については別に定める評価基準等により評価を行い、別表1の補助率算出表に基づき、算出する。</p>
補助金交付事業の開始時期	<p>平成31年4月1日</p>
補助金交付事業の終了時期	<p>令和9年3月31日</p>
様式	<p>・伴走支援対象者申出書兼誓約書（様式第1号）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伴走支援対象者承認通知書（様式第 2 号）</li> <li>・ 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付申請書（様式第 3 号）</li> <li>・ 伴走支援計画書（様式第 4 号）</li> <li>・ 収支予算書（様式第 5 号）</li> <li>・ 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付決定通知書（様式第 6 号）</li> <li>・ 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金変更承認申請書（様式第 7 号）</li> <li>・ 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金変更承認決定通知書（様式第 8 号）</li> <li>・ 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金実績報告書（様式第 9 号）</li> <li>・ 伴走支援経過報告書（様式第 1 0 号）</li> <li>・ 収支決算（見込）書（様式第 1 1 号）</li> <li>・ 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金確定通知書（様式第 1 2 号）</li> <li>・ 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付請求書（様式第 1 3 号又は第 1 4 号）</li> <li>・ 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金返還通知書（様式第 1 5 号）</li> </ul>
担当部署	大津市産業観光部商工労働政策課

【表1 補助率算出表】

		支援者評価、組織評価＋個人評価									
		172.8点以上	153.6点以上 172.8点未満	134.4点以上 153.6点未満	115.2点以上 134.4点未満	96点以上 115.2点未満	76.8点以上 96点未満	57.6点以上 76.8点未満	38.4点以上 57.6点未満	19.2点以上 38.4点未満	0点以上 19.2点未満
KPIの 伸び率	3.5pt 以上	100%	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%
	2.5pt 以上 3.5pt 未満	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%
	1.5pt 以上 2.5pt 未満	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%
	0.5pt 以上 1.5pt 未満	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%	0%
	0pt 以上 0.5pt 未満	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%	0%	0%

備考

1 この表中における「KPIの伸び率」とは、以下の計算式によって算出される値をいう。

ア  $(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) \div \text{従業員数} = \text{KPI (労働生産性)}$

イ  $(\text{年度末のKPI} - \text{年度当初 (初年度のみ「伴走支援開始時」とする。以下同じ。)}) \div \text{年度当初のKPI} = \text{KPIの伸び率}$

ウ 算出されたKPIの伸び率に応じて点数を割振り、各団体における平均点を算出する。

(KPIの伸び率3%以上：4pt、2%以上3%未満：3pt、1%以上2%未満：2pt、0%以上1%未満：1pt、0%未満：0pt)